



みんなで徹底しよう 「三ない運動」

政治家の寄附は禁止(贈らない)!
政治家の寄附を求めない!
受け取らない!

政治家の寄附禁止の対象例



次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求することも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧説や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めるも処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

●政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

●政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関して、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。

●請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附することや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

問選挙管理委員会事務局 ☎893-4168

税金を納めてみんなでゆいま～る

県税・市町村税は
沖縄県民の貴重な財源です。
税金は私たちの生活のさまざまな場面で使われています。

NO
滞納

子育て・教育
医療・福祉
公園・文化施設
道路・橋
消防・警察

2025(令和7年)
県税・市町村税
徴収強化月間 11/1～12/26

※納付の猶予の権利は県税事務所または各市町村の窓口まで
※滞納とされる場合は、原則として10%のペナルティ料金が課せられる前に支払うことを推奨します。

※告白しても納めない滞納者に対する財産の差押などの滞納処分を行います。



沖縄県・県内41市町村

納税は電子決済で
詳しくは「地方税
お支払いサイト」へ!!



納期内の納付が困難な場合は納税課までご相談ください。
問い合わせ先: 納税課 ☎893-4404

年末年始の家庭ごみの収集について

環境対策課からお知らせです。

平素より、ごみ減量対策に、ご協力いただき感謝申し上げます。年末年始におけるごみの収集につきましては、下記図の通りとなります。市民の皆さまには、ご不便をおかけすることがございますが、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

※ごみは、1.分別して、2.指定日の朝8時までに、3.決まった場所へ出すようお願いします。

年末年始の家庭ごみの収集について

年末 12月31日(水)まで 年始 1月5日(月)から

	12/27 (土)	12/28 (日)	12/29 (月)	12/30 (火)	12/31 (水)	1/1 (木)	1/2 (金)	1/3 (土)	1/4 (日)	1/5 (月)
燃やせるごみ			通常通り							通常通り
燃やさないごみ										
かん・びん・紙 有害ごみ	通常 通り		通常通り		通常 通り					通常 通り
粗大ごみ										
ペットボトル										
休み (ごみ収集なし)										

※草木の収集は、12月31日(第5水曜日)はお休みです。1月7日(水)より回収を行います。

※燃やさないごみの収集は、12月31日(第5水曜日)はお休みです。1月14日(水)より回収を行います。

問環境対策課 ☎893-4140